



障害者の自立を支える 福祉制度のご案内

障害者の自立や介護をサポートするため、さまざまな制度が設けられています。
対象者が身近にいる場合は再確認していただき、該当する場合は、制度をご活用ください。

助成します

助成	対象	内容
重度心身障害者医療費	身体障害者手帳の1・2級（内部障害は3級）、療育手帳A、特別児童扶養手当1級を受給している人	病院にかかった時の医療費を一定の手続きによって助成します。最低500円は自己負担となります。 ※所得制限があります。
自立支援医療費（更生医療）	18歳以上で身体障害者手帳を持っている人	障害の程度を軽くしたり、取り除くための医療費の助成。原則1割は自己負担。（例：関節形成術・心臓手術・血液透析療法など）
自立支援医療費（精神通院）	精神疾患のために、精神科へ継続的に通院している人	病院にかかった時の医療費自己負担が1割になります。所得や病状に応じて上限額があります。

手当を支給します

手当	対象	手当額/月	支給月	支給の制限
特別児童扶養	20歳未満の障害児を養育している人	1級50,550円 2級33,670円	4	児童が障害を支給事由とする公的年金を受けとることができる場合、または施設入所している場合は対象外
			8	
			11	
特別障害者	常に特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障害者	26,340円	5	3カ月を超えて入院、または施設に入所している場合は対象外。
			8	
			11	
			2	
障害児福祉	障害があり、常に介護を必要とする20歳未満の在宅重度障害児	14,330円	5	施設に入所または障害を事由とする年金を受けている場合は対象外。
			8	
			11	
			2	

※全て所得制限があります

将来の不安軽減のために

	内容	手当額/月	支給月	条件
心身障害者扶養共済制度（任意加入）	障害者を扶養している保護者が、万一死亡または重度の障害となった時に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度。	20,000円 1口 ※2口まで加入可	毎月	65歳未満で特別な疾病または障害を持たない保護者が加入できます。